

平成 25 年 1 月 24 日

適切な指導が求められる部活動

全日本中学校長会

会長 三町 章

昨年 1 2 月、大阪市立高校の男子生徒が部活動の顧問から体罰を受けた後に自殺した問題は、高校の部活動問題に留まらず、中学校の部活動指導にも少なからぬ影響を与えるものとして受け止めなければなりません。

中学校の部活動については、学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関係が図られるように留意するよう明示されました。全日本中学校長会としても、部活動とその指導のあり方について、さらには、あらゆる体罰の根絶に向けての取組が、中学校教育の重要かつ喫緊の課題の一つであると考えます。

これまで部活動は中学校教育において大きな意義をもち役割を果たしてきました。全日本中学校長会が昨年 8 月に実施した、校長を対象とした全国調査で、部活動の学校生活における効果のアンケートでも、82.4%の学校が「生徒間の好ましい人間関係の構築に資することができた」、82.4%の学校が「学校生活態度の向上・規範意識の高揚に資することができた」と回答しています。また 48.4%の学校が「地域への貢献や地域におけるよい評価につながった」と回答しており、部活動が生徒の学校生活により効果を与えていると判断しております。

特に運動部活動は、生徒のスポーツ活動と人間形成を支援することだけでなく、生徒の学校生活を一層明るいものにさせ、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、学校の一体感の醸成にもつながるという意義も有しています。

しかし一方で、試合の勝利のみにこだわる顧問の意識の過熱や、厳しすぎる練習を強いるなど、勝利至上主義の弊害もこれまで度々指摘されてきましたが、そのことで万が一にも体罰が行われるようなことがあってはならないことは言うまでもありません。体罰は、学校教育法第 1 1 条及び関連通知によって禁じられている違法行為です。

部活動の厳しさとは、生徒が自己に対して厳しく取り組み克服していく厳しさであり、決して顧問による一方的な強い指導を意味するものではありません。部活動の意義を具現化するためには、顧問の役割が重要であることは勿論です。しかし、生徒に対し、絶対的・支配的な立場にあるという錯覚に陥る場合もあり得ます。このようなときこそ、顧問の問題にとどめず、校長のリーダーシップによって、顧問を含めた全教職員に対し、部活動の意義と生徒の成長についての理解を一層深めさせ、学校全体として組織的に部活動を推進する必要があります。そして、このことにより、部活動に求められ期待される適切な指導が行われ、部活動本来の目的が達成されるものと考えます。

以上、全日本中学校長会会長の見解をここに表明します。